



交通安全情報

—2月号—

令和7年2月6日
警視庁交通規制課

車両と交通誘導員が衝突！！



事故概要

夜間施工の工事現場において、信号交差点を含んだ片側交互通行規制を実施していました。車両の対面信号は青でしたが、交通誘導員が進行してきた車両を停止させようと第一通行帯横断歩道手前で停止合図をしたところ、運転者はこれに気付かず衝突、負傷したものです。

片側交互通行実施の際の留意点

- 手前に案内看板を置く等、片側交互通行であることをドライバーに周知してください。
- 夜間は点滅型チョッキを着用し、赤色合図灯を使用する等、夜間装備資器材を活用してください。
- 信号機に近接している場合、赤信号で進行させないよう信号表示に従って誘導してください。
- 交通誘導員はバリケードの後方に位置する等、退避場所を確保してください。

道路使用許可 one point ~道路使用許可の申請者~

申請者とは？

道路使用許可の申請者は、道路において工事等をしようとする者又はその請負人です(道路交通法第77条第1項第1号)。法人の場合は、その代表者が申請者となります。支社、営業所等の単位で請け負う場合、支社長等も申請者となります。

請負人がさらに第三者に請け負わせた場合、その請負人も申請者となり得ます。しかし、工事等の発注者は申請者とはなり得ません。

複数社が請け負う場合

当該工事等を一括して申請する場合、原則として工事等の計画全体を掌握する者(元請)が申請者となります。

具体例

元請A社

下請B社

申請者となり得る

C社

D社

E社



申請者は工事の全体をしっかりと把握している方をお願いします!!

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

